

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（軽自動車税）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課庶務係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、住所、口座番号等、心身機能の障害、	
記録範囲	軽自動車の所有者及び使用者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（軽自動車検査協会等）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（福祉課）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民税課税資料	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の賦課決定	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、印影、職業・職歴、所得・収入、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況、心身機能の障害、保健指導・診療調剤情報、	
記録範囲	賦課期日現在住所を有する者、及びその者に扶養されている者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（税務署、事業所等）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（他市町村）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（個人市・県民税）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の賦課決定	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、生年月日等、住所、職業・職歴、所得・収入、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況、心身機能の障害、	
記録範囲	賦課期日現在住所を有する者、及びその者に扶養されている者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（税務署、事業所等）、収集方法：電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（収税課、保険課、健康推進課、福祉課、高齢対策課、介護保険課、子育て推進課、住宅課）、団体外の行政機関等（教育委員会、他市町村）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国税連携システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の賦課決定	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、職業・職歴、所得・収入、課税・納税状況、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況、心身機能の障害、保健指導・診療調剤情報、	
記録範囲	賦課期日現在住所を有する者、及びその者に扶養されている者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（税務署）、収集方法：電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（税務署）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	eLTAX 審査システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人市・県民税の賦課決定	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、生年月日等、住所、職業・職歴、所得・収入、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況、心身機能の障害、	
記録範囲	賦課期日現在住所を有する者、及びその者に扶養されている者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（他市町村、事業所等）、収集方法：電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（他市町村）、その他（事業所等）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（健康保険税）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、生年月日等、住所、職業・職歴、所得・収入、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況、心身機能の障害、	
記録範囲	国保の被保険者及び国保の資格喪失者、擬制世帯主及び擬制世帯主であった者	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（税務課、保険課等）、収集方法：電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（収税課、保険課、健康推進課）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税 課税台帳（家屋・償却資産）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、電話番号、住所、	
記録範囲	家屋・償却資産の所有者及び納税義務者等	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（法務局等）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（固定資産評価審査委員会、収税課）、団体外の行政機関等（国・地方公共団体）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（固定資産税・都市計画税）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課	
記録項目	整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、課税・納税状況、口座番号等、	
記録範囲	土地・家屋・償却資産の所有者及び納税義務者等	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（法務局等）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（固定資産評価審査委員会、収税課）、団体外の行政機関等（国・地方公共団体）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（収納消し込み）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課収納管理係	
個人情報ファイルの利用目的	市税・国民健康保険税の収納消し込みを行う	
記録項目	整理番号、氏名、課税・納税状況、口座番号等、	
記録範囲	市税・国民健康保険税の納税義務者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（取扱金融機関）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（収納整理）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課収納管理係	
個人情報ファイルの利用目的	市税（国民健康保険税を含む）の徴収金の収納整理	
記録項目	整理番号、氏名、生年月日等、住所、課税・納税状況、	
記録範囲	市税（国民健康保険税を含む）納税義務者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族）、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（未収金）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課収納管理係	
個人情報ファイルの利用目的	市税及び国民健康保険税の未収金を欠損処分する。	
記録項目	整理番号、氏名、住所、課税・納税状況、	
記録範囲	市税及び国民健康保険税の滞納者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族、他市町村）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（過誤納金）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課収納管理係	
個人情報ファイルの利用目的	市税の過誤納金の還付・充当事務	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、住所、課税・納税状況、	
記録範囲	市税及び国民健康保険税納税義務者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（賦課された税の徴収）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課整理推進係	
個人情報ファイルの利用目的	賦課された税の徴収	
記録項目	整理番号、氏名、生年月日等、住所、所得・収入、資産状況、課税・納税状況、家族状況、	
記録範囲	市税および国民健康保険税の課税対象者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族、他市町村）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（国民健康保険税の徴収）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課整理推進係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の徴収	
記録項目	整理番号、氏名、生年月日等、住所、所得・収入、資産状況、課税・納税状況、家族状況、	
記録範囲	賦課された国民健康保険税の納税義務者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族、団体外の行政機関等（庁内、地方公共団体、税務署等）、金融機関）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課 (所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（滞納）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課整理推進係	
個人情報ファイルの利用目的	滞納者に対し、滞納に至った背景を聴取しながら納税計画を相談。	
記録項目	整理番号、氏名、生年月日等、住所、所得・収入、資産状況、課税・納税状況、家族状況、	
記録範囲	市税及び国保税の滞納者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族、団体外の行政機関等（庁内、地方公共団体、税務署等）、金融機関）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課 (所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（督促）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課整理推進係	
個人情報ファイルの利用目的	納期限後未納者に対し、税の納付督促及び催告を行う。	
記録項目	整理番号、氏名、生年月日等、住所、課税・納税状況、	
記録範囲	市税及び国保税の未納者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族、団体外の行政機関等（庁内、地方公共団体、税務署等）、金融機関）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（DB）（納付済み証明）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課整理推進係	
個人情報ファイルの利用目的	賦課された税が納付済であることを証明	
記録項目	整理番号、氏名、住所、課税・納税状況、	
記録範囲	市税及び国保税を納めた納税者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金資格関係綴	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者からの各種届出、申出を受理・審査し、また、各種申請を受理し日本年金機構に報告すること。	
記録項目	個人番号、氏名、電話番号、生年月日等、住所、	
記録範囲	被保険者（第 3 号被保険者をのぞく）	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（簡潔に記入）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民台帳システム（DB）（年金）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者からの各種届出、申出を受理・審査し、また、各種申請を受理し日本年金機構に報告すること。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、	
記録範囲	被保険者（第 3 号被保険者をのぞく）	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（簡潔に記入）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金保険料免除・猶予申請書	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者から保険料全額免除・一部免除・若年者納付猶予または学生納付特例の申請を受理し、その届出に係る事実を審査し、日本年金機構に報告すること。また障害基礎年金などの 2 級以上の障害に関する公的年金受給者や生活保護による生活扶助を受けている者の法定免除に係る事務。	
記録項目	個人番号、氏名、電話番号、生年月日等、住所、心身機能の障害、	
記録範囲	被保険者（第 3 号被保険者をのぞく）・その配偶者・世帯主	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（簡潔に記入）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	承認綴	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者から保険料全額免除・一部免除・若年者納付猶予または学生納付特例の申請を受理し、その届出に係る事実を審査し、日本年金機構に報告すること。また障害基礎年金などの 2 級以上の障害に関する公的年金受給者や生活保護による生活扶助を受けている者の法定免除に係る事務。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日等、住所、心身機能の障害、	
記録範囲	被保険者（第 3 号被保険者をのぞく）・その配偶者・世帯主	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（本人収集を基に年金機構から）、収集方法：書面、電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（簡潔に記入）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民台帳システム 個人市県民税システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者から保険料全額免除・一部免除・若年者納付猶予または学生納付特例の申請を受理し、その届出に係る事実を審査し、日本年金機構に報告すること。また障害基礎年金などの 2 級以上の障害に関する公的年金受給者や生活保護による生活扶助を受けている者の法定免除に係る事務。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、心身機能の障害、	
記録範囲	被保険者（第 3 号被保険者をのぞく）・その配偶者・世帯主	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（簡潔に記入）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	閲覧簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的去行い、住民の利便を増進し、行政の合理化に資することを目的とする。	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、	
記録範囲	市内の住民登録者全て	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内、他実施機関、団体外の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民台帳システム（DB）（住記）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の利便を増進し、行政の合理化に資することを目的とする。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、本籍・国籍、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	市内の住民登録者全て	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内、他実施機関、団体外の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課戸籍係	
個人情報ファイルの利用目的	一個人の出生から死亡に至る身分上の事項を、戸籍の届出によって個々の戸籍に記載し身分関係を登録公証する。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日等、住所、本籍・国籍、家族状況、親族・続柄、婚姻、犯罪経歴、犯罪被害情報、刑事事件手続、少年保護事件手続、	
記録範囲	出生から死亡までの間に在籍した者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内、他実施機関、団体外の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	除籍簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課戸籍係	
個人情報ファイルの利用目的	一個人の出生から死亡に至る身分上の事項を、戸籍の届出によって個々の戸籍に記載し身分関係を登録公証する。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日等、住所、本籍・国籍、家族状況、親族・続柄、婚姻、犯罪経歴、犯罪被害情報、刑事事件手続、少年保護事件手続、	
記録範囲	出生から死亡までの間に在籍した者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内、他実施機関、団体外の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課戸籍係	
個人情報ファイルの利用目的	一個人の出生から死亡に至る身分上の事項を、戸籍の届出によって個々の戸籍に記載し身分関係を登録公証する。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日等、住所、本籍・国籍、家族状況、親族・続柄、婚姻、犯罪経歴、犯罪被害情報、刑事事件手続、少年保護事件手続、	
記録範囲	出生から死亡までの間に在籍した者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内、他実施機関、団体外の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録（印鑑登録証カード）の交付及び、印鑑証明書の交付。	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、印影、	
記録範囲	市内在住の 15 歳以上の人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内、他実施機関、団体外の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民台帳システム（DB）（印鑑）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部市民課窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録（印鑑登録証カード）の交付及び、印鑑証明書の交付。	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、印影、	
記録範囲	市内在住の 15 歳以上の人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内、他実施機関、団体外の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	被災者台帳	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部危機管理課危機管理係	
個人情報ファイルの利用目的	被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合に、被災者の援護を実施するための基礎として台帳を作成する。	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、その他基本事項（介護認定情報、住家等の被害状況、罹災証明書交付状況）、家族状況、心身機能の障害	
記録範囲	被災者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（家族、関係者、市民課、福祉課、高齢対策課、住宅課）、収集方法：書面、電磁的記録、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（福祉課、高齢対策課、住宅課）、団体外の行政機関等（他市町村）、その他（本人の同意者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部危機管理課危機管理係	
個人情報ファイルの利用目的	御所市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）について、避難の支援、安否の確認その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として、名簿を作成する。	
記録項目	整理番号、氏名、電話番号、生年月日等、住所、その他基本事項（介護認定情報、居宅介護支援事業所、相談支援事業所）、心身機能の障害	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（福祉課、高齢対策課）、収集方法：電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（福祉課、高齢対策課）、団体外の行政機関等（県、消防署、警察署、避難支援等関係者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳関係綴	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉課障害福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳の申請を受付、県に進達し、県で交付された後、申請者に交付する	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、心身機能の障害、	
記録範囲	身体障害者手帳申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（消防署・生活安全課）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	福祉総合システム G-Trust (DB)	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉課障害福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳の申請を受付、県に進達し、県で交付された後、申請者に交付する	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、心身機能の障害、	
記録範囲	身体障害者手帳申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（消防署・生活安全課）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域包括支援センター	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢対策課高齢対策係	
個人情報ファイルの利用目的	地域支援事業（総合相談・介護予防・包括的継続的ケアマネジメント業務）及び予防給付ケアマネジメント	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、その他基本事項（左のも事項も含め聞き取りの中で支援に必要な情報を記録）、	
記録範囲	全住民	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（住基連携と地位住民や事業所等）、収集方法：その他（地域からの相談など）、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	その他（対象となる高齢者の支援者等）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	MCWELL V2 (DB) (介護保険被保険者証の交付)	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者証の交付	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、介護度、	
記録範囲	介護保険の被保険者資格を有する者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（税務課市民税係・日本年金機構・他市町村）、収集方法：書面（口座）電磁的記録（税情報）、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	MCWELL V2 (DB) (要支援・要介護認定に関する審査判定業務)	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	要支援・要介護認定に関する審査判定業務（議事録作成）	
記録項目	氏名、介護度、	
記録範囲	要支援・要介護認定申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（厚生労働省）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	MCWELL V2 (DB) (要介護度認定)	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法に基づき、介護保険審査会を設置し申請があった者に対して、主治医意見書・訪問調査票をもとに、要介護度を認定し、その結果を対象者に通知する	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、介護度、	
記録範囲	要支援・要介護認定申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（厚生労働省）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	MCWELL V2 (DB) (資格者証発行)	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険要支援・要介護認定申請時に介護保険被保険者証の代わりとして暫定的に交付する資格者証の発行事務（被保険者証の内容変更のため、一時的に発行）	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、介護度、	
記録範囲	介護保険要支援・要介護認定等申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（簡潔に記入）、国民健康保険団体連合会、保険課、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課 (所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険要介護認定・要支援認定申請書綴	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険制度における保険給付を受けるための要支援・要介護認定の申請に関する受付事務	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、印影、	
記録範囲	介護保険要支援・要介護認定等申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（簡潔に記入）、国民健康保険団体連合会、保険課、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	MCWELL V2 (DB) (主治医意見書)	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険要支援・要介護認定申請者の主治の医師に対し、当該対象者の意見を求めるための主治医意見書の依頼・回収・保管に関する一連の事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、印影、	
記録範囲	介護保険要支援・要介護認定等申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（簡潔に記入）、国民健康保険団体連合会、保険課、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（主治の医師及び担当居宅介護支援事業所）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	その他地域包括支援センター等	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	居宅サービスを利用するにあたり、介護サービス計画を立ててもらう居宅介護支援事業所の届出を行う	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、印影、	
記録範囲	介護保険要支援・要介護認定者	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（簡潔に記入）、国民健康保険団体連合会、保険課、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県国民健康保険団体連合会）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	MCWELL V2（DB）（保険請求）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課認定給付係	
個人情報ファイルの利用目的	保険請求の点検に利用	
記録項目	整理番号、氏名、	
記録範囲	介護保険サービス利用者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部子育て推進課子育て推進係	
個人情報ファイルの利用目的	父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、職業・職歴、所得・収入、口座番号等、親族・続柄、婚姻、居住状況、	
記録範囲	市内に住所を有する高校生年代の児童を養育している者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（福祉課 保護係）、他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険団体連合会提供ファイル（個人情報ファイル）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部保険課保険第 1 係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法に定める法定給付及び任意給付を行う。具体的には、世帯主（擬制世帯主を含む。以下同じ。）、被保険者、特定同一世帯所属者、特定継続世帯所属者及びこれらであった者の情報を管理し、療養の給付、高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給管理を行う。	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	御所市国民健康保険の世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者、特定継続世帯所属者及びこれらであった者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県国民健康保険団体連合会）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民台帳システム（DB）（国保）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部保険課保険第 1 係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法に定める法定給付及び任意給付を行う。具体的には、世帯主（擬制世帯主を含む。以下同じ。）、被保険者、特定同一世帯所属者、特定継続世帯所属者及びこれらであった者の情報を管理し、療養の給付、高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給管理を行う。	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	御所市国民健康保険の世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者、特定継続世帯所属者及びこれらであった者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（健康推進課、税務課、収税課）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特定健診・特定保健指導対象者ファイル	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化を目指し、生活習慣病の発症及び重症化予防のために、特定健康診査・特定保健指導事業等を実施する。	
記録項目	整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、家族状況、健康診断等の結果、	
記録範囲	御所市国民健康保険の被保険者、被保険者であった者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県国保連合会、奈良県）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特定健診・特定保健指導利用者管理ファイル	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化を目指し、生活習慣病の発症及び重症化予防のために、特定健康診査・特定保健指導事業等を実施する。	
記録項目	整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、健康診断等の結果、	
記録範囲	御所市国民健康保険の被保険者、被保険者であった者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県国保連合会、奈良県）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特定健診結果管理システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化を目指し、生活習慣病の発症及び重症化予防のために、特定健康診査・特定保健指導事業等を実施する。	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、課税・納税状況、意見・要望、健康診断等の結果、	
記録範囲	御所市国民健康保険の被保険者、被保険者であった者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県国保連合会、奈良県）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特定保健指導管理システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化を目指し、生活習慣病の発症及び重症化予防のために、特定健康診査・特定保健指導事業等を実施する。	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、課税・納税状況、健康診断等の結果、	
記録範囲	御所市国民健康保険の被保険者、被保険者であった者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県国保連合会、奈良県）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ひとり親医療システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部保険課保険第 2 係	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等の母（父）子に医療費を助成	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、課税・納税状況、口座番号等、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	ひとり親家庭等の母（父）子	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（簡潔に記入）、医療機関からの請求に基づく情報、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子ども医療システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部保険課保険第 2 係	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児（小学校就学前）及び小学生から高校生世代の入通院を対象に、その養育者に対して医療費を助成	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、課税・納税状況、口座番号等、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	乳幼児（小学校就学前）、小学生から高校生世代を養育する者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	MCWELL V2（DB）（介護保険資格・保険料）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部介護保険課介護保険係	
個人情報ファイルの利用目的	御所市介護保険被保険者の資格管理および介護保険料の賦課徴収	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	御所市に住所を有する 65 歳以上の者または御所市を転出し御所市外の介護保険施設等に入居した 65 歳以上の者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、本人外収集（税務課市民税係・日本年金機構・他市町村）、収集方法：書面、電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県国民健康保険団体連合会）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢【市町村版】システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部保険課保険第 2 係	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療給付の支給申請受付および後期高齢者医療保険料の徴収	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	御所市に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部保険課保険第 2 係	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療給付の支給申請受付および後期高齢者医療保険料の徴収	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、課税・納税状況、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	御所市に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療の健康診査	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働部保険課保険第 2 係	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療の健康診査	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、健康診断等の結果、	
記録範囲	御所市に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（DB）（予防接種）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日 法律第 68 号）に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を防止するために各種予防接種（個人接種・集団接種）を実施している。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日等、その他基本事項（予防接種歴）	
記録範囲	定期予防接種対象者として規定されている市民、65 歳以上（規定条件を満たす 60 歳～64 歳含む）の希望者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（転出市町村）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（DB）（検診）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	健康に関する正しい知識の普及を図り、必要な指導及び助言を行うとともに、疾病の早期発見、早期治療のため検診等の実施により、健康レベルの底上げを図る。	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所	
記録範囲	概ね 20 歳以上の市民。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（健康推進課）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	健康管理システム（DB）（がん予防）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課健康推進係	
個人情報ファイルの利用目的	各種がん予防に関する正しい知識の普及を図り、早期発見に努めることにより、住民の健康保持・増進を図る。	
記録項目	個人番号、氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、家族状況、意見・要望、健康診断等の結果、	
記録範囲	市民在住の 40 歳以上の市民（胃・大腸・肺がん・結核・前立腺がん） 20 歳以上の女性（子宮がん） 40 歳以上の女性（乳がん） 50 歳以上の男性（前立腺がん）	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（健康推進課）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住宅管理	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の入居者の管理（同居、退去、名義変更、長期不在、住宅の用途一部変更、各種証明の発行）に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人、保証人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	世帯名簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の入居者の管理（同居、退去、名義変更、長期不在、住宅の用途一部変更、各種証明の発行）に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人、保証人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家賃徴収用カード名簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の入居者の管理（同居、退去、名義変更、長期不在、住宅の用途一部変更、各種証明の発行）に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人、保証人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市住・改住管理データベース	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の入居者の管理（同居、退去、名義変更、長期不在、住宅の用途一部変更、各種証明の発行）に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人、保証人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	公営住宅管理システム（DB）（入居者管理）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の入居者の管理（同居、退去、名義変更、長期不在、住宅の用途一部変更、各種証明の発行）に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人、保証人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	徴収台帳	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の使用料（住宅・駐車場）と入居敷金の決定、減額、免除、徴収猶予、変更に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（福祉課、警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	調定更正	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の使用料（住宅・駐車場）と入居敷金の決定、減額、免除、徴収猶予、変更に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（福祉課、警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	世帯名簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の使用料（住宅・駐車場）と入居敷金の決定、減額、免除、徴収猶予、変更に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（福祉課、警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	公営住宅管理システム（DB）（使用料）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の使用料（住宅・駐車場）と入居敷金の決定、減額、免除、徴収猶予、変更に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（福祉課、警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	徴収台帳	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の使用料（住宅・駐車場）と敷金の徴収（集金、口座振替、生保天引、消し込み、督促・催告、訴訟）に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人、保証人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（福祉課、警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	公営住宅管理システム（DB）（徴収）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部住宅課住宅係	
個人情報ファイルの利用目的	公営住宅及び改良住宅の使用料（住宅・駐車場）と敷金の徴収（集金、口座振替、生保天引、消し込み、督促・催告、訴訟）に関する事務	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、親族・続柄、	
記録範囲	公営住宅及び改良住宅の名義人、同居人、保証人	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（福祉課、警察）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域農業情報活用支援システム	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部農林商工課農林係	
個人情報ファイルの利用目的	水田の有効活用を推進し、食糧自給率・自給力の向上を図ることを目的とし、生産コストと販売額の差に相当する額を補填する。	
記録項目	氏名、電話番号、生年月日等、住所、メールアドレス、資産状況、	
記録範囲	市内に住所を有する農業者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（簡潔に記入）、近畿農政局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	排水設備工事確認申請(エクセル)	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部都市整備課下水道管理係	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備工事の適正な設計施工のため	
記録項目	整理番号、氏名、住所	
記録範囲	排水設備申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	■法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道台帳システム	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部都市整備課下水道管理係	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の円滑な整備促進及び維持管理をを図るため	
記録項目	整理番号、氏名、電話番号、住所、印影、	
記録範囲	公共下水道接続者及び未接続者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御所市役所 総務課	
	(所在地) 〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道台帳システム	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部都市整備課下水道管理係	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道への加入促進を図るため	
記録項目	整理番号、氏名、電話番号、住所、印影、	
記録範囲	下水道未接続者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道台帳システム	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部都市整備課下水道管理係	
個人情報ファイルの利用目的	公共汚水柵設置場所位置の確認のため	
記録項目	整理番号、氏名、電話番号、住所、印影、	
記録範囲	汚水柵申請者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	料金システム	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業建設部都市整備課下水道管理係	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の賦課及び収納のため	
記録項目	整理番号、氏名、電話番号、住所、印影、	
記録範囲	下水道使用者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（奈良県広域水道企業団）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	畜犬登録管理システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境衛生部環境政策課環境政策係	
個人情報ファイルの利用目的	畜犬登録及び狂犬病予防注射実施事務	
記録項目	整理番号、氏名、電話番号、住所、印影、	
記録範囲	市内在住者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他実施機関（転出先の自治体）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	墓地管理者名簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境衛生部環境政策課環境政策係	
個人情報ファイルの利用目的	墓地の設置と管理	
記録項目	整理番号、氏名、電話番号、住所、本籍・国籍、印影、親族・続柄、婚姻、	
記録範囲	市内に住所を有する・その他市長が特に認めた者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	計量データ処理システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境衛生部環境業務課廃棄物対策係	
個人情報ファイルの利用目的	一般廃棄物を搬入しようとする者に対し、市内で発生した廃棄物であることを確認するため、計量時に受付表に住所・氏名等を記載してもらい計量データ処理システムへの入力をおこなう。	
記録項目	氏名、住所、電話番号	
記録範囲	市民のうち直接一般廃棄物を搬入しようとする者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	その他（課内にて保管）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	リクエスト収集システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境衛生部環境業務課業務係	
個人情報ファイルの利用目的	リクエストによる個別収集で収集先世帯の名称・所在地・捨てたいごみ種・収集日を受付表に記載し、データ入力を行う。	
記録項目	氏名、電話番号、住所、廃棄したいもの（5 点まで）	
記録範囲	市民のうちリクエスト収集を申し込もうとする者。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	その他（課内にて保管）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学齢簿	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局学校教育課学校教育係	
個人情報ファイルの利用目的	学齢簿・編纂・転出入又は区域外就学等による学齢簿加除・修正異動事項への通知	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、学業・学歴、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	市内小・中学校 児童・生徒	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（総合行政システム連携による）、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（他市町村教育委員会）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民台帳システム（DB）（学齢）	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局学校教育課学校教育係	
個人情報ファイルの利用目的	学齢簿・編纂・転出入又は区域外就学等による学齢簿加除・修正異動事項への通知	
記録項目	整理番号、氏名、性別、生年月日等、住所、学業・学歴、家族状況、親族・続柄、	
記録範囲	市内小・中学校 児童・生徒	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（総合行政システム連携による）、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（他市町村教育委員会）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	御所市 PTA	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係	
個人情報ファイルの利用目的	各学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。保護者と教員が学び合うことで、その成果を児童生徒に還元すること。	
記録項目	氏名、性別、電話番号、住所、	
記録範囲	市内小中学校	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集、収集方法：電磁的記録、書面	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良県 PTA 協議会）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	金剛葛城山下一周駅伝大会参加者名簿	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課市民スポーツ係	
個人情報ファイルの利用目的	大会の実施にあたり、資格審査（陸上競技協会登録の有無）、参加選手リストの整理、緊急時の連絡など円滑に事務を行うため。	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、メールアドレス、	
記録範囲	県内に居住する者または県内に在学（中学生以上）・在勤する者でいずれも健康な者で編成したチームとする。	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（御所市体育協会）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	図書館利用者カード申込書	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課図書館・文化ホール	
個人情報ファイルの利用目的	図書の個人貸出カード	
記録項目	利用者番号、登録日、氏名、性別、電話番号、生年月日、住所、小学生まで保護者名、本人確認書類	
記録範囲	県内在住者、市内在住者、在勤者、在学者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	図書館システム LiCS-Re3（DB）（カード）	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課図書館・文化ホール	
個人情報ファイルの利用目的	図書館利用者カード申込書の記載内容をコンピューター内で管理	
記録項目	利用者番号、氏名、性別、電話番号、生年月日、住所、メールアドレス、小学生まで保護者名、在勤者は勤務先、パスワード	
記録範囲	県内在住者、市内在住者、在勤者、在学者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	図書館システム LiCS－Re3（DB）（貸出）	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課図書館・文化ホール	
個人情報ファイルの利用目的	図書の貸出をしている者について、資料の内容、貸出及び返却日等をコンピューター内で管理	
記録項目	利用者番号、氏名、年齢、性別	
記録範囲	図書カード発行者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	図書館システム LiCS－Re3（DB）（予約等）	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課図書館・文化ホール	
個人情報ファイルの利用目的	図書館にない本の購入希望・貸出中の本への予約、他館からの貸出本の予約	
記録項目	利用者番号、氏名、連絡方法等	
記録範囲	図書館カード登録者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（選挙執行）	
行政機関等の名称	御所市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法等に基づき行う選挙執行に関する一連の事務	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、その他基本事項（失権者情報）、	
記録範囲	有権者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	実施機関内（選挙人名簿閲覧者（県等行政機関））、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	名簿調整プログラム	
行政機関等の名称	御所市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿を基に検察審査員候補者予定者を選定する	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、本籍・国籍、	
記録範囲	選挙人名簿登録者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（葛城審査会へ提出）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（検察審査員）	
行政機関等の名称	御所市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿を基に検察審査員候補者予定者を選定する	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、その他基本事項（失権者情報）、	
記録範囲	選挙人名簿登録者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（葛城審査会へ提出）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	名簿調整プログラム	
行政機関等の名称	御所市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿登録者の中から裁判員候補者予定者を選定する	
記録項目	氏名、生年月日等、住所、本籍・国籍、	
記録範囲	選挙人名簿登録者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良地方裁判所へ提出）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合行政システム（裁判員）	
行政機関等の名称	御所市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿登録者の中から裁判員候補者予定者を選定する	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、その他基本事項（失権者情報）、	
記録範囲	選挙人名簿登録者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等（奈良地方裁判所へ提出）、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農地台帳システム（DB）	
行政機関等の名称	御所市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業委員会事務局農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	所有農地、耕作農地及び農家世帯等の記載	
記録項目	個人番号、整理番号、氏名、性別、住所、	
記録範囲	農家	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ふれあい収集受付簿	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境衛生部環境業務課廃棄物対策係	
個人情報ファイルの利用目的	ふれあい収集を希望する住所・氏名・電話番号・要支援要介護情報、後期高齢者情報、障がい者等情報を受付表に記載し、データ入力する	
記録項目	氏名、住所、電話番号、世帯情報、要支援要介護情報、後期高齢者情報、障がい者等情報	
記録範囲	市民のうちふれあい収集制度を利用する者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、その他（口頭）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	その他（課内にて保管）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課 （所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	デマンドタクシー利用者登録台帳	
行政機関等の名称	御所市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画政策部企画政策課企画係	
個人情報ファイルの利用目的	利用者登録の管理	
記録項目	氏名、宛名番号、世帯番号、住所、電話番号、生年月日、性別	
記録範囲	利用登録者	
記録情報の収集方法	収集元：本人収集、収集方法：書面、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	団体登録申込書	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課図書館・文化ホール	
個人情報ファイルの利用目的	団体貸出用カードの発行	
記録項目	団体名、代表者名、所在地、電話番号、責任者名、住所、電話番号	
記録範囲	市内に住所のある団体、相互貸借（全国）	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	給食費管理システム	
行政機関等の名称	御所市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局教育総務課学校給食センター	
個人情報ファイルの利用目的	御所市立小中学校に通う児童生徒の給食人数の管理および給食費の徴収	
記録項目	氏名、性別、電話番号、生年月日等、住所、公的扶助受給、口座番号等	
記録範囲	市内小・中学校 児童・生徒	
記録情報の収集方法	収集元：本人外収集（総合行政システム連携による）、収集方法：電磁的記録、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）御所市役所 総務課	
	（所在地）〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		